

14. 国務院, 農民の集鎮転入・定住に関する通達

1984年10月13日

中国農村の商品生産と商品交換は急速に発展し、それにつれて郷鎮商工業が勃興している。益々多くの農民が集鎮の商工業者に転じて行くに従って、集鎮への転入・定住という問題の解決が、それら農民から切実に望まれるようになった。

中国には現在、県以下の集鎮が6万近くあり、これらは都市と農村の物資交流・集散の中心となっている。農民が集鎮の工業・商業・サービス業に進出することは、集鎮発展の促進と、都市と農村の経済繁栄に対して重要な役割を有している。各級の人民政府は、経営能力と専門技術とを備えた農民の集鎮商工業経営への参入を、積極的に支持しなければならない。農民の集鎮(県政府所在地に属する鎮を含まない)転入・定住問題についての通達は以下の通りである。

- ① 概ね集鎮において商工サービス業を申請する農民とその家族は、集鎮に定まった住所を置き、経営能力を有するか、または郷鎮の企業において長期間就労した者で、公安部門は常住戸口の移転を許可し、それから転籍手続きを行なう。そして『食糧自給戸口簿(自理口糧戸口簿)——「自理口糧」とは、自分の食べる食糧は配給を受けずに、自分で責任をもつことを意味する——編者注』の発給を受け、(統計上は)非農業人口に算入される。食糧担当部門は価格付加食糧の供給を、順調に実行するために『価格付加食糧供給証(加価糧油供応証)——プレミアム価格の食糧・油の配給証——』を発行できる。地方政府はそれらのための住宅を建て、売り、または貸すという便宜を提供しなければならない。住宅の建築用地は国家の関係規定および集鎮建設規格に準拠して処理されねばならない。各関係部門はすべて、熱心な支持、積極的な指導、管理の強化を行なうことによって、集鎮の健全な発展を促進しなければならない。
- ② 集鎮に進出した農民の事業発展と安住についての合法的權益を保障するため、郷鎮人民政府は国家の法律に準拠して、その正当な経済活動を保護しなければならない。またいかなる組織や個人もそれらの合法的權益を侵してはならない。新たに集鎮の商工サービス業に参入した家庭については、集鎮住民の家庭と同

様に街道隣組（街道住民小組）に加入し、街道住民委員会の活動に参加せねばならず、同等の権利を享受すると共に相応の義務を履行しなければならない。

集鎮の商工サービス業における農民の安寧を維持させるために、郷鎮人民政府と村民委員会は農村に居住しているそれらの家族を差別してはならない。集鎮に居住する際には、まず請負地の移管手続きを行なって、それを放置してはならない。事情によって村に帰る者には居住の許可を与え、それを拒んではならない。

- ③ 郷鎮人民政府は集鎮の行政管理を強化しなければならない。健全な機構、充実した力量は、集鎮の経済・教育・科学技術・文化・衛生・建設計画および財政・公安・民事行政・計画出産などの活動を順調に管理する。集鎮の戸口管理を強化するために、公安派出所のない集鎮では、その規模に相応の戸口管理人を置くか、戸口登記事務所を設置して、常住戸口と一時戸口、そして出生・死亡・転出・転入の日常的な登記管理活動を行なう。

大都市近郊の集鎮では、農民の集鎮への転入・定住問題をどのように解決するかは、それぞれの省・自治区・直轄市人民政府の決定による。

〔田辺義明訳 「国务院関于農民進入集鎮落戸問題的通知」 国务院発
1984年141号、『新華月報』1984年10号にも再録。〕